

令和4年度
遠賀町教育施策要綱



遠賀町の花「スイセン」

遠賀町教育委員会

目 次

はじめに	
1 基本目標	P 2
2 基本方針	P 2
3 教育施策	P 3
4 教育施策の具体的展開	P 4
I 小中学校教育の充実	
1 学力の向上	P 4
(1) 確かな学力向上のための取組の推進	P 4
2 体力の向上	P 5
(1) 体力向上のための取組の推進	P 5
(2) 食育推進の支援	P 6
3 豊かな心の醸成	P 7
(1) 実体験を重視した教育の推進	P 7
(2) 読書活動の推進	P 8
(3) 道徳性を養う心の教育の充実	P 8
(4) いじめや不登校等の対応	P 10
4 教育環境づくり	P 11
(1) 特別支援教育の推進	P 11
(2) 教員の指導力の向上	P 12
(3) 児童生徒の安全確保	P 13
(4) 学校施設等の整備充実	P 13
(5) 地域とともにある学校づくりの推進	P 14
II 生涯学習・スポーツの推進、文化芸術の振興	
1 生涯学習の推進	P 15
(1) 生涯学習活動の推進	P 15
2 スポーツ活動の充実	P 16
(1) スポーツと健康づくりの推進	P 16
3 文化活動の振興と文化資産の保存・活用	P 17
(1) 文化芸術活動の充実	P 17
(2) 文化資産の保存	P 17
III 人権を尊重するまちづくりの推進	
1 人権尊重の精神を育成する教育の推進	P 18
(1) 学校教育における人権教育の推進・支援	P 18
(2) 社会教育における人権教育の推進・支援	P 18

はじめに

遠賀町教育施策要綱は、本町の「第6次遠賀町総合計画基本構想・前期基本計画」のうち教育委員会所管分野に係る単年度の実施計画として策定するものです。新型コロナウイルスの感染拡大をはじめ、人口減少・少子高齢化、デジタル化、グローバル化などの社会変化が、加速度的に進展するようになってきています。このことを踏まえ、町民が社会の変化に主体的に向き合っており、自らの可能性を發揮し多様な他者と協働しながら、よりよい社会と幸福な人生を切り拓くことができるよう、教育を通して必要な力を育てていくことが求められています。こうした状況を踏まえて、この教育施策要綱を策定し、各施策を展開していきます。

そして、これらの教育施策の執行状況については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に定めるところにより、翌年度に点検及び評価を行い、町民に対する説明責任を果たすとともに、以後の教育施策への適切な反映に努めます。

こうした考えに立って、遠賀町教育委員会は、次のとおり基本目標、基本方針を掲げ、多様化する様々な教育課題の解決に努めていきます。

1 基本目標

遠賀町では、まちの将来像を「まちがつながり ひとつながる 未来へつなぐ遠賀町」と定めています。この将来像を実現するための教育分野の方向性として、次の基本目標を定めます。

【学びにあふれたまちで大人も子どもも心を育む】

- すべての子どもの成長を支え、個性と生きる力を育みます。
- 学びと文化にふれる機会を生涯にわたって提供します。

2 基本方針

基本目標を達成するためには、学校教育、生涯学習、人権教育の充実を図ることが求められます。

そのための基本方針は、次のとおりです。

- 社会的自立の基礎となる学力、体力、豊かな心を持った子どもを育成します。
- 町民が生涯にわたって自ら学び続け、いきいきと暮らす生涯学習社会を創造します。

3 教育施策

施策の体系として、3つの柱、8つの項目、18の施策を設定しました。学校教育、社会教育、文化、スポーツなどの振興を図り、生涯学習社会に向けて、関係機関や団体等との連携をもとに、町民の理解と協力を得て、具体的な施策の推進と実現に努めます。

【教育施策の3つの柱と具体的施策】

I 小中学校教育の充実

1 学力の向上

(1) 確かな学力向上のための取組の推進 ≪施策1≫

2 体力の向上

(1) 体力向上のための取組の推進 ≪施策2≫

(2) 食育推進の支援 ≪施策3≫

3 豊かな心の醸成

(1) 実体験を重視した教育の推進 ≪施策4≫

(2) 読書活動の推進 ≪施策5≫

(3) 道徳性を養う心の教育の充実 ≪施策6≫

(4) いじめや不登校等の対応 ≪施策7≫

4 教育環境づくり

(1) 特別支援教育の推進 ≪施策8≫

(2) 教員の指導力の向上 ≪施策9≫

(3) 児童生徒の安全確保 ≪施策10≫

(4) 学校施設等の整備充実 ≪施策11≫

(5) 地域とともにある学校づくりの推進 ≪施策12≫

II 生涯学習・スポーツの推進、文化芸術の振興

1 生涯学習の推進

(1) 生涯学習活動の推進 ≪施策13≫

2 スポーツ活動の充実

(1) スポーツと健康づくりの推進 ≪施策14≫

3 文化活動の振興と文化資産の保存・活用

(1) 文化芸術活動の充実 ≪施策15≫

(2) 文化資産の保存 ≪施策16≫

III 人権を尊重するまちづくりの推進

1 人権尊重の精神を育成する教育の推進

(1) 学校教育における人権教育の推進・支援 ≪施策17≫

(2) 社会教育における人権教育の推進・支援 ≪施策18≫

4 教育施策の具体的展開

I 小中学校教育の充実

1 学力の向上

(1) 確かな学力向上のための取組の推進 < 施策1 >

施策の基本的なねらい

- 小中学校における全国や福岡県等の学力諸調査結果の分析・考察により課題を明確にし、校長・教頭・主幹教諭等による町の学力向上検証委員会を中心に、各学校の学力向上プランに基づいた実践を支援します。
- 遠賀町教育委員会主催の全教職員参加の小中連携合同研修会等で、効果的な指導の実践事例に係る情報提供や研修等を行います。
- 確かな学力の定着を図るため、指導体制・指導方法の改善を進め、少人数指導や習熟度別指導の推進を一層図るとともに、ICT機器を効果的に活用した授業づくりを推進します。

主な取組

- 全国学力学習状況調査等の実施・分析・活用及び予算措置
- 学力向上検証委員会の開催
- 小中学校連携による一貫性のある教育（合同研、学習規律徹底等）の実施
- ICT機器等を活用した情報教育の充実への支援
- 福岡県重点課題研究指定・委嘱、二年次研究報告会の開催
- 各学校の課題解決に向けた訪問支援

指標

指標	指標の概要	達成値	目標値
確かな学力の育成	全国学力・学習状況調査において、全国平均を上回った教科区分数 小：国語、算数、理科 中：国語、数学、理科 （4年度は理科も実施）	4 小：国 算 中：国 数 （3年度）	6 小：国算理 中：国数理 （4年度）
	《小学校》 標準学力調査（12月実施）において、全国平均を上回った教科区分数（1年～6年生、国・算、2教科×6学年＝12教科）	1 2 （3年度）	1 2 （4年度）

指 標

指標	指標の概要	達成値	目標値
確かな学力の育成	≪中学校≫ 福岡県学力調査において、県平均を上回った教科区分数 1年生：国語・数学 2年生：国語・数学 (2教科×2学年=4)	4 (3年度)	4 (4年度)
家庭での学習習慣の定着	学校の授業時間以外に、平日の勉強時間が1時間以上の児童生徒の割合 小：全国平均(62,5%) 中：全国平均(75,9%)	小：71,3% 中：62,6% (3年度)	全国平均以上 (4年度)
主体的な学び(課題解決に向けた主体的な態度)	課題の解決に向けて、自分で考え、自分から進んで学習に取り組んでいる割合 小：全国平均(78,2%) 中：全国平均(81,0%)	小：74,4% 中：72,7% (3年度)	全国平均以上 (4年度)

2 体力の向上

(1) 体力向上のための取組の推進 ≪施策2≫

施策の基本的なねらい

- 児童生徒が運動やスポーツに親しむとともに、自ら体力向上のために、全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果を活用し、児童生徒の課題を見出し、課題に応じた体力向上プランを作成するとともに、「1校1取組」運動を中心とした取組のさらなる充実を図ります。

主な取組

- 体力向上検証委員会の開催
- 体力向上プランの充実への支援
- 体育・保健体育の授業における学習指導方法の工夫

指 標

指標	指標の概要	達成値	目標値
児童生徒の体力の向上	全国体力調査において、全国平均を上回る種目数 (各学年8種目)	小5男子: 5種目 小5女子: 5種目 中2男子: 4種目 中2女子: 3種目 (3年度)	小5男子: 7種目 小5女子: 7種目 中2男子: 7種目 中2女子: 7種目 (4年度)

(2) 食育推進の支援 《施策3》

施策の基本的なねらい

- 望ましい食習慣を身に付け、健全な食生活を実践できる児童生徒を育てるために、発達段階に応じた食に関する指導ができるようにするとともに、保護者への啓発、弁当の日の推進、地産地消による安全な給食に努め、食育を推進します。
- 栄養教諭による「食に関する指導」の中で、児童生徒に「食べること」の重要性を伝えるとともに、「早寝・早起き・朝ごはん」の取組を継続的に行います。

主 な 取 組

- 食生活に対する関心と理解を深める指導の充実
- 学校給食における食物アレルギーの対応、体制の確立
- PTA活動と連携した「早寝・早起き・朝ごはん」の取組支援
- 安全でおいしく栄養バランスの取れた給食内容の工夫と地産地消の促進

指 標

指標	指標の概要	達成値	目標値
毎日の朝食の摂取率	① 小学生 (全国平均—85,8%) ② 中学生 (全国平均—81,8%)	①88,1% ②79,9% (3年度)	全国平均以上 (4年度)
地産地消の促進	地場産食材の使用率	23,6% (3年度)	前年度以上 (4年度)

3 豊かな心の醸成

(1) 実体験を重視した教育の推進 <施策4>

施策の基本的なねらい

- 仲間との交流体験・社会体験・自然体験などの体験活動を通して、自立や協働の精神を学びながら社会性、他人を思いやる心、自尊感情、規範意識等を高めます。また、地域の人材を活用しながら体験活動の充実を図ります。

主な取組

- 小学校5年生、中学校1年生の集団宿泊体験の実施
- 職場体験活動・福祉施設の訪問・社会体験や交流体験活動の実施
- 稲作づくり（餅つき含む）・植物の栽培活動等の自然体験の実施

指標

指標	指標の概要	達成値	目標値
自尊感情	「自分には、よいところがあると思いますか」の質問への回答の割合 小：全国平均(76,9%) 中：全国平均(76,2%)	小：(75,0%) 中：(64,1%) (3年度)	全国平均以上 (4年度)
	「将来の夢や希望をもっていますか」の質問への回答の割合 小：全国平均(80,3%) 中：全国平均(68,6%)	小：(83,9%) 中：(58,3%) (3年度)	全国平均以上 (4年度)

(2) 読書活動の推進 < 施策5 >

施策の基本的なねらい

- 読書に親しむことを通じて豊かな感性や創造力を育むため、学校全体での「全校一斉読書（10分間読書）」などにより、日常的・継続的な読書活動を推進します。
- 町立図書館による学校支援を推進し、児童生徒の読書活動の充実を図ります。

主な取組

- 学校図書館や町立図書館の計画的な利活用の促しと、学校全体での日常的な読書活動の推進及び読書指導の充実
- 読み聞かせボランティアとの活用促進で読書活動の一層の推進

指標

指標	指標の概要	達成値	目標値
読書活動の推進	読書数の増加（1か月1冊）	13,5冊	小：14冊 中：12冊

(3) 道徳性を養う心の教育の充実 < 施策6 >

施策の基本的なねらい

- 学習指導要領の趣旨を共通理解し、組織的な道徳教育の推進を図ります。
- 基本的な生活習慣の確立や規範意識の醸成など、今の児童生徒が抱える本質的な課題の克服を目指して、町が目指す児童生徒の育成に努めます。

主な取組

- 道徳科の価値内容を踏まえた道徳性規範意識調査の実施
- 小中学校共通「遠賀町みんなの約束」カードの活用による基本的な生活習慣の確立やルール・マナー等の醸成のための取組の支援
- 挨拶運動強化週間の設定と実施

指 標

指標	指標の概要	達成値	目標値
豊かな道徳性と規範意識の醸成	道徳性・規範意識調査の各項目において、「よくできる」「だいたいできる」と回答する児童生徒の (県平均以上の項目数)		
	① 「自主、自律、自由と責任」 県平均 小 84,1% 中 87,7%	① 小 89,8% 中 87,1%	
	② 「勇気、努力、克己と強い意志」 県平均 小 82,5% 中 77,5%	② 小 89,5% 中 79,8%	
	③ 「親切、思いやり」 県平均 小 88,3% 中 91,9%	③ 小 90,2% 中 94,3%	10 (小学校5, 中学校5)
	④ 「勤労、公共の精神、社会参画」 県平均 小 76,8% 中 71,6%	④ 小 87,3% 中 81,2%	
	⑤ 「よりよく生きる喜び」 県平均 小 88,7% 中 83,3%	⑤ 小 87,9% 中 89,5%	
	計 8		

(4) いじめや不登校等の対応 < 施策7 >

施策の基本的なねらい

- いじめについては「遠賀町いじめ防止基本方針」に基づき、校内指導体制を機能させ、きめ細かな指導や相談及び早期発見・早期対応等、いじめ防止の取組をさらに推進します。
- 不登校対応については、不登校未然防止の日常的な取組（福岡アクション3）等を確実に実施するとともに、不登校傾向児童生徒への組織的対応、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー及び教育相談員の活用による不登校の予防・解消に努めます。

主な取組

- いじめや不登校の未然防止・早期対応に向け組織的な取組への支援
- 課題のある児童生徒のケース会議の支援
- 町教育相談室及び適応指導教室事業の実施
- スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー及び教育相談員による支援の充実

指 標

指標	指標の概要	達成値	目標値
不登校の未然防止・早期発見に向けた支援	【不登校児童生徒の割合】 (参考) 令和2年度 全国の児童生徒数にあたる不登校児童生徒の割合 ① 小学校：1,0% ② 中学校：4,1%	① 小学校：0,9%(9人) ② 中学校：3,5%(18人) (3年度1月まで)	① 小学校：9人を下回る ② 中学校：18人を下回る
いじめの早期発見・早期対応に向けた支援	【いじめの解消率】 (参考) 令和2年度 全国の小中学校におけるいじめ認知件数に対する解消率 77,4%	100% (28/28) (3年度1月まで認知件数28に対する解消件数28)	100% (4年度)

4 教育環境づくり

(1) 特別支援教育の推進 < 施策8 >

施策の基本的なねらい

- 「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」及び「ふくおか就学サポートノート（県）」の作成・活用を通して、早期からの一貫した支援の充実を図り、インクルーシブ教育システムの構築を進めます。
- 多用な学びの場（特別支援学級、通級指導教室、通常の学級）における指導の充実を図ります。
- 教職員の児童生徒理解の深化を促進するための研修を実施し、児童生徒の「個に応じた学び」の充実を図ります。

主な取組

- 教育支援委員会の開催（就学相談の充実）
- 特別支援連携協議会の開催（情報提供・交換の実施）
- 小中学校合同特別支援教育部会の実施
- 専門家による巡回相談の計画的活用促進
- 特別支援教育支援員の配置事業の推進

指 標

指標	指標の概要	達成値	目標値
一貫した支援の充実	校内特別支援委員会の定期的開催	年 7,6 回 (3年度)	年 8 回以上 (4年度)
	小中合同特別支援教育部会の開催	年 8 回 (3年度)	年 8 回以上 (4年度)
巡回相談	巡回相談事業の計画的活用	年 3 回	年 7 回

(2) 教員の指導力の向上 < 施策 9 >

施策の基本的なねらい

- 教員の実践的指導力と職能成長を高めるため、次代のニーズに応じた研修の充実を図ります。
- 教員の資質向上について効果を上げている他の小中学校の取組を町内全域に広げていくことにより、人材育成を進めます。
- 教員が安心して児童生徒と向き合える環境づくりを推進します。

主な取組

- 校内研修の計画的、効果的な実施の支援（ICT活用能力の育成や若年教員研修含む）と学校のニーズに応じた指導主事による訪問指導
- 授業研究や生徒指導を核とした小中連携合同研修会の推進
- 教職経験、職務内容、課題に応じた県教委、県教育センター等の主催研修会への参加促進
- 働き方改革の推進
- 教員としての職責の重要性と服務規律の保持のための研修会の実施

指標

指標	指標の概要	達成値	目標値
校内研修会の充実	若年教員対象のオンライン勉強会（県教委主催）の継続的参加と実施	※4年度より本格実施	5校（4年度）
	具体的研修計画に基づいた全教員による公開授業研究会の実施	全員100%	全員100%
小中合同研修会の実施	毎月の開催（部会を含む）	年10回	年10回以上
校外研修の奨励	教職員1人当たりの校外研修参加回数 （コロナの影響により校外研修はオンラインか未実施）	2回 （3年度）	2回以上 （4年度）
不祥事防止	不祥事防止研修会の実施	年2回	年3回

(3) 児童生徒の安全確保 < 施策 10 >

施策の基本的なねらい

- 児童生徒の安全に関する現状や課題を把握し、教職員、保護者、地域及び関係機関が一体となった地域ぐるみの安全体制の構築を図ります。

主な取組

- 通学路の安全対策の強化及び交通安全教室の実施
- 学校、家庭、地域及び関係機関と連携した安全・防犯体制の強化
- 学校の安全管理の充実
- 定期的な防災教育、防災訓練における危機回避訓練の実施

指 標

指標	指標の概要	達成値	目標値
交通安全教育の推進	交通安全教室を実施している学校の割合	100% (3年度)	100% (4年度)
	通学路の危険個所のチェック	学期1回	学期1回
安全点検の強化	校内安全点検の実施	月1回	月1回以上
防災教育の推進	地震、火災等に関する避難訓練の実施率	100% (3年度)	100% (4年度)

(4) 学校施設等の整備充実 < 施策 11 >

施策の基本的なねらい

- ICTを活用できる教育環境の整備を進め、学習指導方法の改善や効率化を行い、教員の指導力の向上を図るとともに、児童生徒の情報活用能力の育成に努めます。

主 な 取 組

- 各学校の I C T 環境整備の実施

指 標

指標	指標の概要	達成値	目標値
I C T 環境の整備	普通教室における大型提示装置の整備率	90,9% (3年度)	100% (4年度)

(5) 地域とともにある学校づくりの推進 < 施策 12 >

施策の基本的なねらい

- コミュニティ・スクール（学校運営協議会）等の地域と共通理解を図る場を活用する取組を進めます。
- 各学校で学校通信等を通して、保護者や地域住民の求める分かりやすい情報を提供します。
- 学校支援ボランティアの小中学校での積極的な活用を図る指導の充実に努めます。

主 な 取 組

- コミュニティ・スクールのさらなる推進
- 学校支援ボランティアの積極的な活用を図る指導の充実
- 全小中学校における土曜授業の実施

指 標

指標	指標の概要	達成値	目標値
土曜授業の充実	保護者や地域住民への授業の公開（コロナの影響により公開回数減）	小：6回 中：2回	小：10回 中：6回

Ⅱ 生涯学習・スポーツの推進、文化芸術の振興

1 生涯学習の推進

(1) 生涯学習活動の推進 <施策13>

施策の基本的なねらい

- 町民が生涯にわたり、主体的に学習活動が継続できるよう、学習機会の拡充や情報の提供、指導者の育成を推進します。
- 社会教育関係団体の自発的学習活動の活性化や継続に向けた育成支援を図るとともに、団体等との連携に努めます。
- 各種関係団体と連携し、青少年の健全育成や非行の未然防止など、青少年が安心して生活できる環境づくりを推進します。
- 町民ニーズの高い講座や社会的課題に対応した講座の提供や、学んだ成果を地域活動等に活かせる機会の充実を図ります。
- 町民の学習拠点やコミュニティの場としての役割を果たす社会教育施設を利用者が安全で快適に利用できるよう、新型コロナウイルス感染症への予防対策を徹底しながら、施設の機能充実と利用促進を図ります。

主な取組

- 「遠賀町生涯学習まちづくり基本構想・実施計画」に基づく実践と進捗管理の実施
- 社会教育関係団体等に対する育成支援・補助と連携・協力体制づくりの推進
- 遠賀町青少年育成町民会議や各地区子ども育成会等に対する活動支援と青少年問題協議会や補導員等との連携強化
- 生涯学習の拠点である遠賀町中央公民館や遠賀町立図書館における各種講座等の学習機会や学習情報の提供及び学習相談の充実
- 町民ニーズや社会情勢を踏まえた施設の適切な維持管理と指定管理者と連携した効率的な施設運営・サービス向上

2 スポーツ活動の充実

(1) スポーツと健康づくりの推進 <施策 14>

施策の基本的なねらい

- 全ての町民がそれぞれの体力や年齢等に応じていつでも、どこでも運動に親しみ、交流し、仲間づくりを行う中で、心と身体の健康づくりにつながるスポーツ振興を目指します。
- スポーツ施設の活用や競技スポーツの普及振興を担う体育協会・競技団体等の活動支援を図り、スポーツを支える環境づくりに努めます。
- 遠賀川の豊かな河川空間や社会体育施設を活用し、スポーツ活動を通じた地域づくり、地域住民の交流促進を図ります。

主な取組

- 体育協会・スポーツ推進委員会・総合型地域スポーツクラブ・指定管理者等と連携した教室・イベントなどのスポーツに親しむ機会や環境の提供
- 定期利用団体登録制度など効率的な利用の促進、各競技団体や競技者に対するスポーツ大会出場補助などの支援
- おんがレガッタや一人でも参加できるマシンローイング定期大会の開催、地区公民館連合協議会と連携した地区対抗事業の実施

3 文化活動の振興と文化資産の保存・活用

(1) 文化芸術活動の充実 <施策 15>

施策の基本的なねらい

- 文化芸術に接する機会の充実を図り、町民が気軽に文化芸術活動に参加できるような環境づくりを進めます。
- 遠賀町文化協会と連携・協働を図り各種事業に取り組みます。

主な取組

- 町民が文化芸術に触れ、活動成果を披露する遠賀町文化祭・各種発表会・体験事業等の開催
- 文化芸術活動を奨励するための遠賀町文化協会に対する活動支援

(2) 文化資産の保存 <施策 16>

施策の基本的なねらい

- 地域に残されてきた貴重な文化財を次の世代に引き継ぐため、保存・整備・活用及び文化財保護意識の啓発に努めます。

主な取組

- 若松地区急傾斜地崩壊対策事業や埋蔵文化財包蔵地区域内で行われる建築行為等に対する発掘調査の適切な実施
- 島津丸山歴史自然公園や町指定文化財「島津のヤマザクラ」の周知を図るための公園整備と公園活用事業の実施
- 町内各地区に伝わる伝統芸能などの様々な文化財を把握する基礎調査の継続

Ⅲ 人権を尊重するまちづくりの推進

1 人権尊重の精神を育成する教育の推進

(1) 学校教育における人権教育の推進・支援 <施策 17>

施策の基本的なねらい

- 学校の教育活動全体を通して、児童生徒の学力と進路の保障を図るとともに、人権に関する知識や態度、実践力を身に付ける教育を推進します。
- 教職員の人権教育の理解を深めるための研修会等を推進します。

主な取組

- 学校人権教育研究協議会による研修会及び実践交流会の開催
- 人権を尊重した教育活動の展開及び指導方法等の改善・充実

(2) 社会教育における人権教育の推進・支援 <施策 18>

施策の基本的なねらい

- 関係機関や事業所、地域などと連携・協力し、幅広い人権啓発・人権教育を進めます。
- 人権尊重の意識やさまざまな人権問題に対する理解と関心を高めるため、家庭、職場、学校、地域などのあらゆる分野を通して効果的な人権教育を推進します。

主な取組

- 住民課協働人権係と連携した「遠賀町人権教育・啓発実施計画」に基づく実践と進捗管理の実施
- 人権問題に関する講演会、7月と12月の街頭啓発、人権フェスタ等の実施及び啓発情報紙「みんなのねがい」の発行